

「水産分野における優良系統の保護等に関する検討会」 設置要綱（案）

1 背景・目的

農林水産省は、令和2年7月に「養殖業成長産業化総合戦略」を策定（令和3年7月改訂）するとともに、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な養殖業を実現するために、育種研究、人工種苗の利用促進、ICTの活用等を推進することとしている。また、本年3月に閣議決定された水産基本計画において、人工種苗に関する生産技術の実用化等の推進のほか、「水産物の優良系統の保護を図るため、優良種苗などの不正利用の防止方策を検討」することとされている。

これまで水産物の優良系統の保護に関する議論は十分に行われておらず、どのような考え方や制度によるべきかについての整理や、優良種苗の不正利用の防止方策についての検討が必要となっている。

以上のことから、本検討会では、優良系統の保護の必要性に関する現状を整理するとともに、保護すべき対象や手法の整理、優良系統の保護に資する対応（例：保護が可能となる知的財産制度上の対応の整理、契約等の対応のあり方等）について、検討を行うことを目的とする。

2 主な検討事項

- （1）優良系統の現状を踏まえた保護の必要性や方向性の検討
- （2）優良系統として保護すべき対象や保護の手法や対応に関する検討
- （3）その他上記の検討に関連する検討（養殖業における営業秘密等）

3 検討会の組織・運営

- （1）検討会は、別紙に掲げる委員によって構成する。
- （2）検討会は、座長及び座長代理を置く。座長及び座長代理については、委員の中から選出する。
- （3）座長は、検討会の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- （4）検討会は、協議事項について専門的な知見又は経験からの助言を得るために、外部から専門家を招聘することができる。
- （4）検討会は、別に専門的又は技術的な事項を協議する場を設けることができる。
- （5）検討会は、原則非公開とする。
- （6）検討会の資料及び議事要旨は、水産庁のホームページにおいて公表する。ただし、個人情報に関する資料、検討会の運営に支障があると認められる資料等については、会議資料の全て又は一部を非公表とする。

4 その他

- （1）検討会は、養殖業成長産業化推進協議会の下部組織として、水産庁増殖推進部栽培養殖課の協力の下、株式会社NTTデータ経営研究所（事務局）が運営する。
- （2）検討会を開催するに当たり必要となる資料の作成、関係者との調整等については事務局が行う。
- （3）その他、検討会の運営に必要な事項は、事務局、委員及び水産庁との協議の上で別途定めることができる。

(別紙)

「水産物の優良系統の保護に関する検討会」
委員名簿（案）

【委員】（敬称略・五十音順）

伊原 友己	三木・伊原法律特許事務所 弁護士、弁理士
内田 誠	iCraft 法律事務所 弁護士、弁理士
岡本 信明	学校法人トキワ松学園 理事長
小野寺 純	マルハニチロ株式会社 増養殖事業部養殖課 課長
谷口 直樹	学校法人近畿大学水産養殖種苗センター 事業副本部長
鶴岡 比呂志	株式会社日本水産 養殖事業推進部 部長
西田 亮正	かなめ総合法律事務所 弁護士
深川 英穂	一般社団法人全国海水養魚協会 副会長
本多 健	国立大学法人神戸大学農学部 資源生命科学科 助教
正岡 哲治	国立研究開発法人水産研究教育機構 水産技術研究所 養殖部門 育種部長
松下 外	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
矢野 浩一	公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会 専務理事

【オブザーバー】

内閣府知的財産戦略推進事務局
経済産業省経済産業政策局知的財産政策室
農林水産省輸出・国際局知的財産課

【事務局】

株式会社N T Tデータ経営研究所